

平成 30 年 3 月 30 日
国土交通省政策評価官室

平成 30 年度税制改正結果を受けた 租税特別措置等に係る政策評価結果への反映について

平成 30 年度税制改正の結果を受け、租税特別措置等に係る政策評価について、別添の通り、評価結果に反映した。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	土地区画整理事業における誘導施設整備区制度(仮称)の創設に伴う課税の特例措置の拡充
2	対象税目	(法人税:義、法人住民税:義、法人事業税:義)(国税:7、地方税:6) 【新設・ <u>拡充</u> ・延長】
3	租税特別措置等の内容	<p>《内容》</p> <p>土地区画整理事業の施行地区内の空き地等の有効かつ適切な利用を通じて都市機能増進施設(誘導施設)の整備促進を図るため、誘導施設整備区(仮称)を設け、申出により誘導施設整備区(仮称)に換地処分された場合について、申出者に対して既存税制の特例(換地処分における従前地譲渡の特例、グループ法人税制の特例)を適用する。</p> <p>《関係条項》</p> <p>租税特別措置法第65条第1項第3号、第10項 第68条の72第1項、第10項、第11項</p>
4	担当部局	都市局市街地整備課
5	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:平成29年8月 分析対象期間:平成25~32年度
6	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<p>【換地処分における従前地譲渡の特例】</p> <p>昭和44年度 創設 昭和48年度 拡充 昭和50年度 拡充 昭和61年度 拡充</p> <p>【グループ法人税制の特例】</p> <p>平成27年度 創設 平成28年度 拡充</p>
7	適用又は延長期間	恒久措置
8	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 空き地等が時間的・空間的にランダムに生じる「都市のスポンジ化」が進行したエリアについて、土地区画整理事業の施行地区内で空き地等の所有者等の宅地を申出により誘導施設整備区(仮称)に集約換地し、集客性があり、まちの顔となるような誘導施設の整備を促進する。</p> <p>《政策目的の根拠》 土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第1条において「健全な市街地の造成を図り、もつて公共の福祉の増進に資することを目的とする」旨を定めている。</p> <p>② 政策体系における政策目的の位置付</p> <p>政策目標7 都市再生・地域再生等の推進 施策目標25 都市再生・地域再生を推進する に包含</p>

		け	
		③ 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市再生誘発量 平成 29 年度から平成 33 年度の間に、他の施策と合わせ、13,500ha を整備する。 ＜参考＞上記のうち、都市再生区画整理事業により、約 3,500ha を整備する見込み。 ※ 我が国の都市構造を、豊かな都市再生や経済活動を実現できるレベルへと再構築し、健全で活力ある市街地の整備などを通じて都市再生が誘発された量。民間事業者等による都市再生に係る民間投資を誘発する都市再生区画整理事業や都市再構築戦略事業等の基盤整備等が行われた区域等の面積の合計。 <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>土地区画整理事業区域内の地権者にとって、従前資産に係る課税のあり方が事業に対するきわめて重要な判断要素となっており、本特例によって地権者の合意形成が促進されることで、事業の推進が図られることとなるものである。誘導施設整備区(仮称)を活用した土地区画整理事業においても既存税制の特例を適用することで、誘導施設を含めた市街地整備が促進される。都市再生誘発量は、当該事業による基盤整備等が行われた区域の面積を合計したものであり、当該政策目的の測定指標となるものである。</p>
9	有効性等	① 適用数等	<p>平成 25 年度 134 件 平成 26 年度 161 件 平成 27 年度 139 件 (平成 27 年度租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書より)</p> <p>平成 28～32 年度 各年度 145 件 (平成 25～27 年度の実績の平均より算出)</p> <p>なお、今回拡充を行う誘導施設整備区(仮称)を活用した土地区画整理事業については、誘導施設整備区(仮称)の創設後、土地区画整理事業による換地処分までの期間(平均5年間)を鑑み、直近の適用は見込めないものの、平成 35 年度頃に3地区程度の適用を見込む。 ＜計算根拠＞(地区数)自治体へのヒアリングによる。 (年度)平成 25～27 年度認可地区の平均事業期間による。</p>
		② 減収額	<p>○法人税</p> <p>平成 25 年度 1,189 億円 平成 26 年度 744 億円 平成 27 年度 352 億円 平成 28 年度 706 億円(見込み) 平成 29 年度 706 億円(見込み) 平成 30～32 年度 700 億円(見込み)</p>

			<p>○法人住民税 平成 25 年度 153 億円 平成 26 年度 96 億円 平成 27 年度 45 億円 平成 28 年度 91 億円(見込み) 平成 29 年度 49 億円(見込み) 平成 30～32 年度 49 億円(見込み)</p> <p>○法人事業税 平成 25 年度 357 億円 平成 26 年度 223 億円 平成 27 年度 30 億円 平成 28 年度 144 億円(見込み) 平成 29 年度 145 億円(見込み) 平成 30～32 年度 145 億円(見込み)</p> <p>(算出根拠は別紙参照)</p> <p>誘導施設整備区(仮称)制度は、換地先となる位置が通常の土地区画整理事業と異なるに過ぎず、当該制度による換地の税制措置の適用数は通常の換地の場合と比べて増加しないため、現行の特例措置による減収額以上に減収額が増えることは見込まれない。</p>
	③: 効果・税収減是認効果		<p>《効果》 本特例の適用により、平成 12～28 年度において、都市再生区画整理事業で約 4,400ha の健全な市街地が整備されている。 今後も、本特例の適用により、都市再生区画整理事業で年間 700ha の健全な市街地が造成される見込み。 (平成 22～27 年度実績の平均より算出)</p> <p>また、誘導施設整備区(仮称)を活用した事業により、「都市のスポンジ化」が進行したエリアにおいて、土地区画整理事業の施行地区内で集約換地が進むことで、集客性があり、まちの顔となるような誘導施設の整備が促進され、ひいては、コンパクトシティの形成推進に相応の効果が期待される。</p>
			<p>《税収減を是認するような効果の有無》 土地区画整理事業区域内の地権者にとって、従前資産に係る課税のあり方が事業に対するきわめて重要な判断要素となっており、本特例によって地権者の合意形成が促進されることで、事業の推進が図られることとなるものである。 なお、誘導施設整備区(仮称)制度は、換地先となる位置が通常の土地区画整理事業と異なるに過ぎず、当該制度による換地の税制措置の適用数は通常の換地の場合と比べて増加しないため、現行の特例措置による減収額以上に減収額が増えることは見込まれない。</p>
10	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>本措置は、現行の換地処分についての課税の特例を誘導施設整備区(仮称)内に換地された場合においても適用されるよう拡充するものであるため、租税特別措置によるべき妥当性がある。</p>

		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>事業費に対する国庫補助は、土地区画整理事業の施行者に対して行うものであり、一方、本措置は、土地区画整理事業の根幹である換地処分を円滑に進めるため、権利者に対して行うものであるため、他の政策手段と明確な役割分担がなされている。</p> <p>このように、国庫補助と税制上の特例それぞれが、事業に関係する各主体に支援措置を講じ、土地区画整理事業を促進するものである。</p>
		③: 地方公共団体が協力する相当性	<p>本特例により、各地域において健全な市街地の造成、コンパクトシティの形成推進が図られるものであることから、地方公共団体が政策目的の実現に協力することに相当性がある。</p>
11	有識者の見解		—
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成 27 年 8 月 (国交 02)

減収実績額・見込額計算書

項目 土地区画整理事業における誘導施設整備区制度（仮称）の創設に伴う課税の特例措置の拡充

（算出根拠）

1. 平成25～27年度適用実績

	適用件数	適用総額
平成25年度	134件	4,664億円
平成26年度	161件	2,917億円
平成27年度	139件	1,471億円

（平成27年度租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書より）

2. 平成25～27年度減収実績額

（1）法人税の減収額

平成25年度 4,664億円 × 25.5% ≒ 1,189億円

平成26年度 2,917億円 × 25.5% ≒ 744億円

平成27年度 1,471億円 × 23.9% ≒ 352億円

（※下線部は、法人税率）

（2）法人住民税の減収額

平成25年度 1,189億円 × 12.9% ≒ 153億円

平成26年度 744億円 × 12.9% ≒ 96億円

平成27年度 352億円 × 12.9% ≒ 45億円

（※下線部は、法人住民税率）

（3）法人事業税の減収額

平成25年度 （所得割）4,664億円 × 2.9% ≒ 135億円

（地方法人特別税）135億円 × 148% ≒ 200億円

（付加価値割）4,664億円 × 0.48% ≒ 22億円

合計 135億円 + 200億円 + 22億円 = 357億円

平成26年度 （所得割）2,917億円 × 4.3% ≒ 125億円

（地方法人特別税）125億円 × 67.4% ≒ 84億円

（付加価値割）2,917億円 × 0.48% ≒ 14億円

合計 125億円 + 84億円 + 14億円 = 223億円

平成27年度 （所得割）1,471億円 × 0.7% ≒ 10億円

（地方法人特別税）10億円 × 93.5% ≒ 9億円

（付加価値割）1,471億円 × 0.72% ≒ 11億円

合計 10億円 + 9億円 + 11億円 = 30億円

3. 平成28～32年度適用見込

適用件数 145件／年

適用総額 3,017億円／年

(平成25～27年度実績額の平均により算出)

4. 平成28～32年度減収見込額

(1) 法人税の減収額

平成28年度 3,017億円 × 23.4% ≒ 706億円

平成29年度 3,017億円 × 23.4% ≒ 706億円

平成30～32年度 3,017億円 × 23.2% ≒ 700億円

(※下線部は、法人税率)

(2) 法人住民税の減収額

平成28年度 706億円 × 12.9% ≒ 91億円

平成29年度 706億円 × 7.0% ≒ 49億円

平成30～32年度 700億円 × 7.0% ≒ 49億円

(※下線部は、法人住民税率)

(3) 法人事業税の減収額

平成28年度 (所得割) 3,017億円 × 0.7% ≒ 21億円
(地方法人特別税) 21億円 × 414.2% ≒ 87億円
(付加価値割) 3,017億円 × 1.2% ≒ 36億円
合計 21億円 + 87億円 + 36億円 = **144億円**

平成29年度 (所得割) 3,017億円 × 3.6% ≒ 109億円
(地方法人特別税) 109億円 × 0% = 0億円
(付加価値割) 3,017億円 × 1.2% ≒ 36億円
合計 109億円 + 0億円 + 36億円 = **145億円**

平成30～32年度 (所得割) 3,017億円 × 3.6% ≒ 109億円
(地方法人特別税) 109億円 × 0% = 0億円
(付加価値割) 3,017億円 × 1.2% ≒ 36億円
合計 109億円 + 0億円 + 36億円 = **145億円**

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	港湾の民有護岸等(特定技術基準対象施設)の耐震化の推進のための特例措置の拡充・延長
2	対象税目	(法人税:義)(国税24) (法人住民税、法人事業税:義) 【新設・ <u>拡充</u> ・延長】
3	租税特別措置等の内容	<p>《内容》</p> <p>(1) 現行制度の概要 平成26年4月から27年3月までに耐震性に係る報告を港湾管理者に行った上で、報告後3年以内に耐震改修を行った民有の護岸、岸壁及び栈橋について、20%の特別償却。</p> <p>(2) 要望の内容 現行措置を延長し、港湾管理者への報告期間を平成30年4月から平成32年3月までとし、報告後3年以内に耐震改修を行った施設を対象とし、18%の特別償却とする。</p> <p>加えて、南海トラフ地震防災対策推進地域又は首都直下地震緊急対策区域にあり、緊急確保航路に接続する港湾における施設については、港湾管理者への報告期間を平成30年4月から平成31年9月までとし、報告後3年以内に耐震改修を行ったものを対象とし、22%の特別償却とする。</p> <p>《関係条項》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第43条の2第2項、第68条の17第2項 ・地方税法(昭和25年法律第226号)第23条第1項第3号、第72条の23第1項、第292条第1項第3号
4	担当部局	港湾局海岸・防災課危機管理室
5	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:平成29年8月 分析対象期間:平成26年度～34年度
6	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成26年度 創設
7	適用又は延長期間	5年間(平成30年度～34年度)
8	必要性等	<p>①: 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 大規模地震等により損壊し、土砂を流出させ船舶交通に著しい支障を及ぼすおそれのある施設につき、耐震改修を促進することで、非常災害時においても耐震強化岸壁や石油製品の入出荷施設に至る航路の機能を維持し、緊急物資輸送や燃油供給を確保する。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 国土強靱化基本計画(平成26年6月3日閣議決定)において、「コンビナートに係る…護岸等の強化等の地震・津波対策…を着実に推進する必要がある」と規定されている。 ○ 南海トラフ地震防災対策推進基本計画(平成26年3月28日中央防災会議決定)において、「港湾管理者等は、…岸壁、臨港交通施設等の耐震改修等を促進する」ことが位置付けられている。

		<p>○ 首都直下地震緊急対策推進基本計画(平成 26 年 3 月 28 日閣議決定)において、「国及び港湾管理者は、緊急物資等の海上輸送基盤としての役割を担う岸壁や航路沿いの護岸等の耐震化を図る」ことが位置付けられている。</p> <p>○ 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画(平成 18 年 3 月 31 日中央防災会議決定)において、「国、地方公共団体、関係事業者は、…港湾・漁港の耐震性の強化を進める」ことが位置付けられている。</p>																																								
	② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>政策目標 5 安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保 施策目標 19 海上物流機能の強化等総合的な物流体系整備の推進、みなとの振興、安定的な国際海上輸送の確保を推進する に包含</p>																																								
	③ 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>○ 耐震強化岸壁及び石油栈橋に至る航路沿いの護岸等の耐震性を確保し、大規模地震発生時における航路機能を確保する。</p> <p>《達成目標に係る測定指標》</p> <p>○ 民有護岸等の中で、南海トラフ地震防災対策推進地域又は首都直下地震緊急対策区域にあり、緊急確保航路に接続する港湾における耐震強化岸壁及び石油栈橋に至る航路沿いの施設のうち、本年度中を目途に確立する簡易な耐震性調査手法等を用い、特に耐震改修が必要となるものについて、耐震性の確保を進める。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>本税制措置が、民有護岸等の耐震改修促進に対するインセンティブとなり、耐震強化岸壁及び石油栈橋に至る航路沿いの護岸等の耐震性が確保されることにより、大規模地震発生時においても耐震強化岸壁や石油製品の入出荷施設に至る航路の機能が維持され、緊急物資輸送や燃油供給が確保される。</p>																																								
9	有効性等	<p>① 適用数等</p> <p>○適用件数及び適用額</p> <p style="text-align: right;">(単位:件、億円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>平成 26</th> <th>27</th> <th>28</th> <th>29 (見込)</th> <th>30 (見込)</th> <th>31 (見込)</th> <th>32 (見込)</th> <th>33 (見込)</th> <th>34 (見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用件数</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>2</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>3</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>適用額 (延長分)</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>適用額 (拡充分)</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>12.5</td> <td>49.4</td> <td>37</td> <td>17</td> <td>29</td> </tr> </tbody> </table> <p>〈出典・根拠〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 26～29 年度の実績及び見込は港湾管理者への調査による。(平成 29 年 2 月) ・平成 30～33 年度の見込は、護岸等を所有する主要な民間事業者(19 社、本社・事業所)へのヒアリングによる。(平成 29 年 4 月～7 月) ・平成 34 年度の見込は、平成 30～33 年度の見込を元に推計。 適用件数:(2(件)+4(件)+5(件)+3(件))/4 = 4(件) 適用額 :(12.5(億円)+49.4(億円)+37(億円)+17(億円))/4 = 29(億円) <p>〈過去の実績について適用数等が想定外に僅少でないか否か〉</p> <p>○ 民間事業者にとって、護岸等の耐震改修については、事業活動に影響を</p>	年度	平成 26	27	28	29 (見込)	30 (見込)	31 (見込)	32 (見込)	33 (見込)	34 (見込)	適用件数	0	0	0	0	2	4	5	3	4	適用額 (延長分)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	適用額 (拡充分)	0	0	0	0	12.5	49.4	37	17	29
年度	平成 26	27	28	29 (見込)	30 (見込)	31 (見込)	32 (見込)	33 (見込)	34 (見込)																																	
適用件数	0	0	0	0	2	4	5	3	4																																	
適用額 (延長分)	0	0	0	0	0	0	0	0	0																																	
適用額 (拡充分)	0	0	0	0	12.5	49.4	37	17	29																																	

及ぼし、多額の資金が必要となり、かつ、事前の耐震性調査に係る既存手法が煩雑であった一方で、護岸等は収益に直接結びつかない施設であるため、厳しい経営環境の中、耐震改修等に踏み切れなかった状況を勘案すれば、適用数が想定外に僅少ではいえない。

② 減収額

○減収額

(単位:億円)

年度 区分	平成 26	27	28	29 (見込)	30 (見込)	31 (見込)	32 (見込)	33 (見込)	34 (見込)
法人税	0	0	0	0	0.6	2.5	1.9	0.9	1.5
法人住民 税	0	0	0	0	0.1	0.3	0.2	0.1	0.2
法人事業 税	0	0	0	0	0.1	0.5	0.4	0.2	0.3

<出典・根拠>

- ・平成 26～28 年度の実績は、適用件数及び適用額が無かったため、減収額は 0 となっている。
- ・平成 29 年度の見込は港湾管理者への調査による。(平成 29 年 2 月)
- ・平成 30～33 年度の見込は、護岸等を所有する主要な民間事業者(19 社、本社・事業所)へのヒアリングによる適用額(上記①)に、特別償却率(延長分:18%、拡充分 22%)及び税率(法人税:23.2%、法人住民税:3%、法人事業税:4.8%)を乗ずることにより算出。
- ・平成 34 年度の見込は、平成 30～33 年度の適用額見込(上記①)に、特別償却率(延長分:18%、拡充分 22%)及び税率(法人税:23.2%、法人住民税:3%、法人事業税:4.8%)を乗ずることにより算出。

(法人税)

平成 30 年度: 12.5(億円) × 22(%) × 23.2(%) = 0.6(億円)
 平成 31 年度: 49.4(億円) × 22(%) × 23.2(%) = 2.5(億円)
 平成 32 年度: 37(億円) × 22(%) × 23.2(%) = 1.9(億円)
 平成 33 年度: 17(億円) × 22(%) × 23.2(%) = 0.9(億円)
 平成 34 年度: 29(億円) × 22(%) × 23.2(%) = 1.5(億円)

(法人住民税)

平成 30 年度: 12.5(億円) × 22(%) × 3(%) = 0.1(億円)
 平成 31 年度: 49.4(億円) × 22(%) × 3(%) = 0.3(億円)
 平成 32 年度: 37(億円) × 22(%) × 3(%) = 0.2(億円)
 平成 33 年度: 17(億円) × 22(%) × 3(%) = 0.1(億円)
 平成 34 年度: 29(億円) × 22(%) × 3(%) = 0.2(億円)

(法人事業税)

平成 30 年度: 12.5(億円) × 22(%) × 4.8(%) = 0.1(億円)
 平成 31 年度: 49.4(億円) × 22(%) × 4.8(%) = 0.5(億円)
 平成 32 年度: 37(億円) × 22(%) × 4.8(%) = 0.4(億円)
 平成 33 年度: 17(億円) × 22(%) × 4.8(%) = 0.2(億円)
 平成 34 年度: 29(億円) × 22(%) × 4.8(%) = 0.3(億円)

<p>③ 効果・税収減是認効果</p>	<p>《効果》</p> <p>〈達成目標の実現状況及び所期の目標の達成状況〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 本税制措置により、平成 26～29 年度中に、耐震性が不足する民有護岸等の耐震改修が進むことを想定していたが、適用実績は 0 件であった。これは、耐震改修が事業活動に大きな影響を及ぼし、多額の資金が必要となり、かつ、事前の耐震性調査に係る既存手法が煩雑であった一方で、護岸等は収益に直接結びつかない施設であることから、厳しい経営環境の下、耐震改修が進まなかったことが要因と考える。 <p>〈測定指標を変更する理由〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成 26～29 年度の適用実績が 0 件であったことを踏まえ、全国の中でも特に、近い将来の発生確率が高く、発生した場合広域かつ甚大な被害が想定されている南海トラフ地震防災対策推進地域又は首都直下地震緊急対策区域にある港湾については、民有護岸等の耐震改修を促進する必要性が特に高い。 ○ この中でも、災害時の人員、物資、燃料、資機材等の輸送に活用する港湾であり、国土交通省としても非常災害発生時に船舶交通を緊急に確保する必要がある区域を「緊急確保航路」と定めたところであり、必要な体制を整えてきた緊急確保航路に接続する港湾については、早急に国を挙げて耐震性を確保する必要があることから、測定指標の対象を全国の港湾から上記の港湾に変更した。 <p>〈租税特別措置等による直接的な効果〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 護岸等の耐震改修には多額の費用がかかる一方で、民間事業者にとっては収益施設でないことから、強力なインセンティブがなければ、耐震改修が促進されず、災害時の船舶航行へ影響を及ぼすおそれがある。 ○ そこで、本税制措置により、民有護岸等の耐震改修を促進することで、耐震強化岸壁及び石油栈橋に至る航路沿いの護岸等の耐震性が確保されることにより、非常災害時の緊急物資輸送や燃油供給等に必要な航路機能の確保につながる。特に、耐震改修の必要性が高い、南海トラフ地震防災対策推進地域及び首都直下地震緊急対策区域にあり、緊急確保航路に接続する港湾について、耐震強化岸壁及び石油栈橋に至る航路沿いの護岸等の耐震性が確保されることにより、非常災害時の緊急物資輸送や燃油供給等に必要な航路機能の確保につながる。
	<p>《税収減を是認するような効果の有無》</p> <p>本税制措置によって、平年度に 2.5 億円の税収減が見込まれるが、航路沿いの民有施設の耐震化を促進することで、大規模地震発生時の航路機能の確保が図られることにより、港湾の後背地への緊急物資輸送や燃油供給を安定的に確保することができる。加えて、後背地に立地する産業のサプライチェーンの確保や早期復旧が可能となることから、大規模地震による市民生活への被害を最小限に留めるのみならず、我が国経済や産業活動への被害を最小限に抑え、早期の復旧・復興に寄与するものと見込まれる。</p> <p>なお、本税制措置は特別償却であり、最終的な納税額に変化は生じないため、効率的に効果を発現する手段である。</p> <p>以上を踏まえると、本措置は効果と減収額を比較して、十分に減収額を是認する効果がある、また今後とも、十分に税収減を是認する効果を持ちうると言える。</p>

10	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>護岸等は、一般的に収益性が低く、耐震改修に要する費用は多額であることから、事業者の初期投資の負担を減らすことができる最小限の措置として、特別償却制度を活用しているものである。課税の繰延べによって、初期投資の負担が軽減される本税制措置は、護岸等の設備投資のインセンティブとなり、災害時の航路機能を確保するため、広く民間事業者の所有する護岸等の耐震改修を促進するという政策目的において効果が見込まれる。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>民有護岸等の耐震改修及びその前提となる耐震性調査を進めるため、国、港湾管理者及び民間事業者は以下のような措置を行っているところ。</p> <p>① 港湾第 55 条の 8 に基づく無利子貸付による民有護岸等の耐震改修 【実施主体】: 国、港湾管理者、民間事業者 【対象】: 耐震強化岸壁及び石油栈橋に至る航路沿いの護岸・岸壁・物揚場 【貸付割合】: 国: 港湾管理者: 民間事業者 = 3:3:4 【効果】: 無利子貸付により改修の資金を供給することで、事業の成立性を高める。</p> <p>② 港湾第 56 条の 2 の 22 等に基づく技術的支援 【実施主体】: 国、港湾管理者 【内容】: 国は、従来の耐震性調査及び耐震改修工法と比較して簡易・簡便な耐震性調査手法及び耐震改修工法を確立することとしており、これをガイドラインとしてとりまとめる。 国と港湾管理者は、当該ガイドラインを周知し、民間事業者に技術的支援を行うこととしている。 【効果】: 耐震性調査や耐震改修に係る資金・技術力の負担を低減する。</p> <p>③ 港湾管理者による公共護岸等の耐震改修 【実施主体】: 港湾管理者(国) 【内容】: 港湾管理者は、民有護岸等ではない航路沿いの護岸等を管理しており、必要な部分については、国からの交付金を得ながら公共事業にて耐震改修を実施している。 【効果】: 民有護岸等と合わせて、公共護岸等を耐震改修することにより、一体となって、災害時の航路機能を確保することができる。</p> <p>(他の支援措置との役割分担)</p> <p>○ 民有護岸等の耐震改修及びその前提となる耐震性調査は、事業活動に影響を及ぼし、かつ、多額の資金が必要となる一方で、護岸等が収益に直接結びつく施設でない。</p> <p>○ この中で、①及び②の支援制度を行ってもなお、民間事業者は自身で調達する資金が必ず発生するため、この自己調達資金について本税制措置により特別償却を行うことで投下資金の早期回収を可能とし、資金繰りを改善することができる。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>本税制措置により、大規模地震発生時の臨海部の被害を軽減するとともに、港湾における航路機能が確保され、各地域の産業活動や市民生活への被害を最小限に留め、地域の迅速な復旧が図られるものであることから、地方公共団体が一定の協力をすることは相当である。</p>
11	有識者の見解	—	

12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成 25 年 8 月 (H25 国交 35)
----	--------------------	-------------------------